平成２７年（フ）第７３号
石川県野々市市本町５丁目８番36号　サーパス野々市第２　301号
破産者　松島勇三郎
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目331番地仕明方、従前の住所石川県河北郡内灘町白帆台１丁目318番地
破産者　三上　秀彦
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３８号
静岡県富士市横割６丁目14番23号
破産者　山本富士雄
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９２号
大津市北比良970番地の183、住民票上の住所京都市右京区太秦西野町15番地５
破産者　松尾　充晃
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０６号
京都府八幡市橋本意足34番地11　シェルブルー205号
破産者　佐藤　博朗
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０７号
京都市伏見区深草正覚町12番地３　鳥羽街道団地Ｉ棟202、前住所京都市伏見区深草森吉町６番地17
破産者　芝原　梅一
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
香川県高松市室新町1173番地２
破産者　冨田　賢一
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６号
香川県高松市一宮町936番地１
破産者　冨田　秀夫
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５４号
熊本市北区四方寄町661番地２
破産者　増永　憲子
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４号
長崎県大村市松山町877番地１　松山団地Ｄ棟501号、開始決定時の住所長崎県大村市玖島３丁目699番地１　ガーデン池ノ坊Ｂ棟２階201号室
破産者　林田喜代児
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目33番11号　かつはなハイツ101号
破産者　横田　徳光
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９０号
奈良県葛城市林堂144番地３
破産者　小西　勲
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
茨城県かすみがうら市上土田字山田330番２プルミエールひたち野内、住民票上の住所茨城県結城郡八千代町大字平塚2974番地103
破産者　宇賀神誠治
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１５９６号
名古屋市西区新道２丁目12番10号　サンモール菊井405号、従前の住所福岡市博多区須崎町11番17―502号
破産者　元祖にくまき本舗加納店こと　野間　隆成
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７８７号
奈良市敷島町１丁目1153番地の36
破産者　森本　　修
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１０号
神戸市灘区楠丘町１丁目４番27―201号
破産者　艾原　政徳
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１１号
神戸市灘区楠丘町１丁目４番27―201号
破産者　艾原まゆみ
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部